

[事案 2023-280] 入院給付金等支払等請求

・令和6年10月15日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年9月に両側喉頭腫瘍により入院し手術を受け、同年11月に右声門がんにより入院し手術を受けたため、令和3年2月に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、入院および手術給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。また、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 受療歴は、全て募集人に伝えていた。
- (2) 不告知とされている傷病名は、告知以降に認識したものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人には告知受領権がないため、告知書にて正しく申告を行う必要があり、注意喚起情報に記載がある他、募集人からも複数回説明をした。
- (2) 医療機関への事実確認により、病名告知の事実について確認した。
- (3) 平成29年2月から平成31年2月までの間、声帯白斑症等により病院を受診したこと、平成31年2月から令和3年1月までの間、両声帯白斑症等により病院を受診したことが告知されておらず、そのうち声帯白斑症と本請求事由には相当因果関係がある。
- (4) 解除日以前は有効契約であり、既払込保険料は返還できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。